

平成18年8月15日
近畿管区行政評価局
(局長：田代^{よしひろ}喜啓)

「国の出先機関のホームページによる 行政情報の提供に関する調査」の結果

〈行政評価・監視結果に基づく通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画し、平成18年6月から同7月に調査した結果に基づき、近畿地方の関係行政機関に対して平成18年8月15日に改善意見を通知したものです。

なお、ホームページによる行政情報の提供について、国の出先機関を横断的に調査したのは、今回が全国で初めてのものです。

□ 調査の概略

目 的

国は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとしており、国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととしています。

この調査は、国の出先機関におけるホームページによる行政情報の提供について、国民の利便性の向上と行政運営の信頼性及び透明性の向上を図る観点から調査し、関係行政の改善に資するため実施したものです。

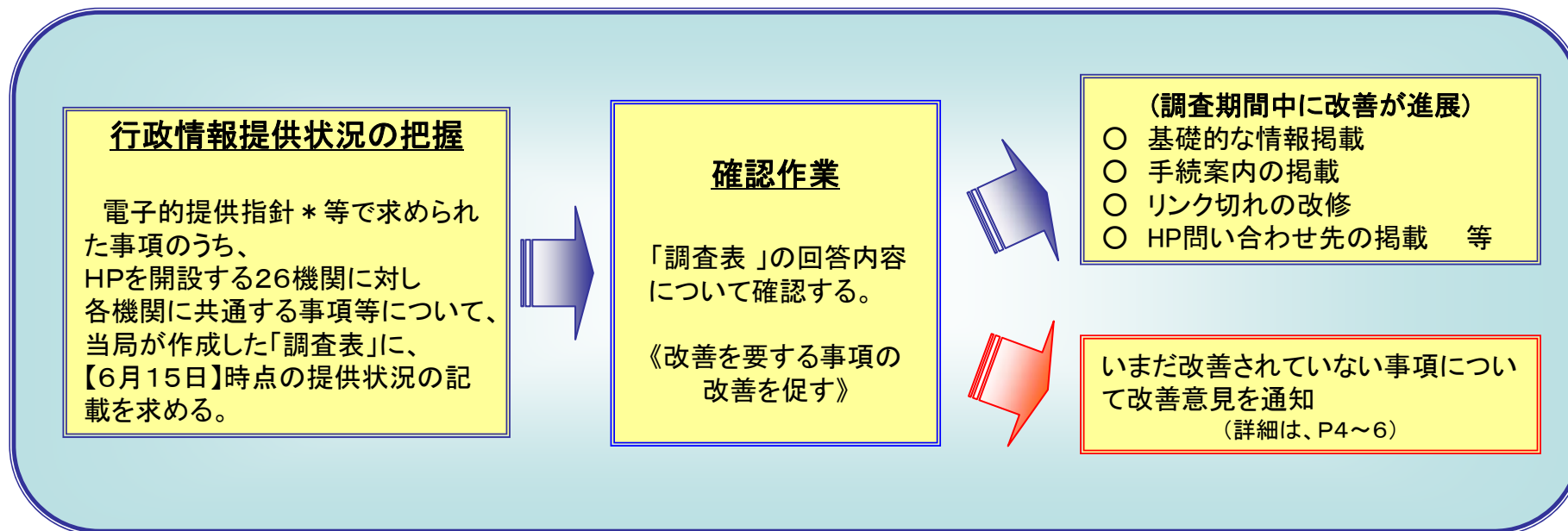
調査対象機関

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、大阪防衛施設局、近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪法務局、大阪入国管理局、近畿公安調査局、近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、大阪社会保険事務局、中央労働委員会近畿地方事務所、近畿農政局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、舞鶴海洋气象台、神戸海洋气象台、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿船員地方労働委員会事務局、近畿地方環境事務所

(注) 近畿管内において、府県をまたがる管轄区域をもつ国の出先機関のうち特別の機関を除いた29機関並びに国民生活に特に密接している都道府県労働局及び地方社会保険事務局の2機関の計31機関を選定

□ 調査方法

調査の流れ



*「電子的提供指針」：「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」平成16年11月12日各府省情報化統括責任者連絡会議決定

主な調査事項

1 ホームページによる行政情報の積極的提供等

①基礎的情報(案内図、FAX番号)の掲載、②手続案内(情報公開法、個人情報保護法に基づく行政文書の開示請求手続)の掲載、③公表等が義務付けられている情報(公示、公告情報等)の掲載

2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

①提供情報の最新化、②リンク(別のウェブページへの接続)切れの有無

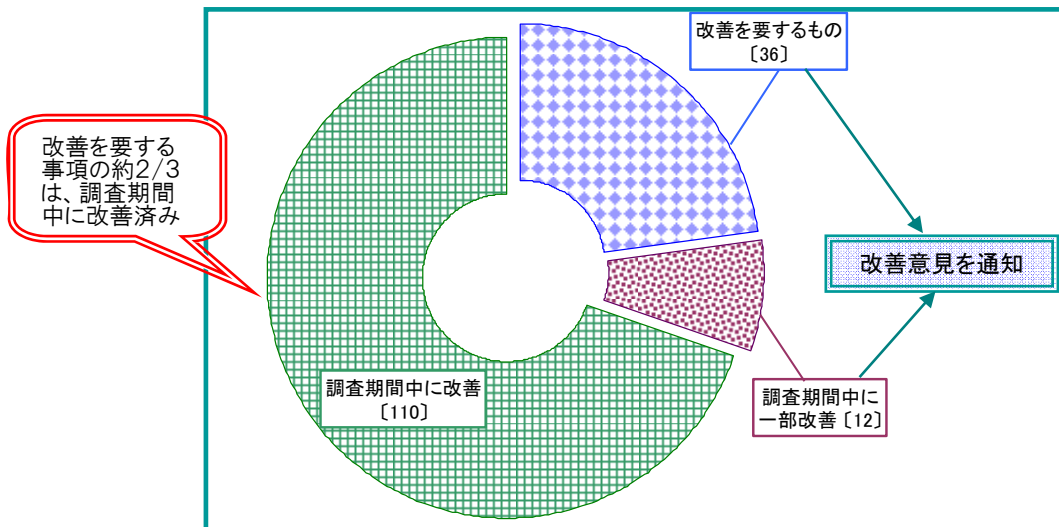
3 ホームページによる提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

①ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS X 8341-3、資料参照)の遵守、②サイトマップ(掲載事項一覧)の提供、③掲載情報の取扱いに関する表示、④ホームページの内容等に関する問い合わせ先の表示

□ 調査結果(電子的提供指針への対応状況)

○ 改善の取組

区 分	事項数	割合(%)
調査期間中に改善	110	69.6
調査期間中に一部改善	12	7.6
改善を要するもの	36	22.8
小 計	158	100
該当なし	56	—
調査着手前から対応済み	176	—
合 計	390	—



【15の項目について、26機関の対応状況を調査】

該当なし(例: 独自に報道発表は行っていないなど)56事項、調査着手前から電子的提供指針に対応済みのもの176事項を除くと、158事項について、改善が必要

改善を要する158事項のうち、

○ 110事項 (69.6%) は当局の調査過程で改善された。

⇒ 一部改善済みを含め、残る48事項 (30.4%) について、改善意見を通知

○ 調査期間中に改善された主な事項

事 項	機関数	割合(%)
リンク(別のウェブページへの接続)切れの修正	19	73.1
個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求手続案内の掲載	18	69.2
ホームページの内容等に関する問い合わせ先の掲載	16	61.5
掲載情報の最新化	12	46.2
著作権等掲載情報の取扱いに関する表示事項の掲載	12	46.2
ファクシミリ番号の掲載	11	42.3

○ 改善を要する主な事項

事 項	機関数	割合(%)
ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS X 8341-3)の要件に沿ったものへの修正	19	73.1
掲載情報の最新化	5	19.2

○ 注意を喚起

事 項	機関数	割合(%)
リンク(別のウェブページへの接続)切れの防止	20	76.9

□ 改善意見を通知する主な事項

1 時宜を得た情報の提供

電子的提供指針

時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については、最新の状態を維持管理。

調査結果

- 最新の情報があるにもかかわらず、情報を更新せず、古い情報を提供したままとなっているもの4機関
 - 例 ▽ 市民農園開設状況一覧(農園名、照会先等)について、平成16年3月現在の情報を掲載。その後の市町村合併のため、照会先が存在しないものあり。(近畿農政局)
 - ▽ 保護林の指定・管理の推進については、平成11年度の状況を説明。(近畿中国森林管理局)
 - ▽ 平成12年度の漁獲高、平成12年度末現在の漁港数を掲載。(瀬戸内海漁業調整事務所)
 - ▽ 平成15年現在の管轄飛行場分布図を掲載、後に開港した、中部国際空港、神戸空港の記載なし。(大阪航空局)
- リンク誤りのため、利用者が必要な情報を提供していない状態となっているもの1機関 (近畿地方環境事務所)
- 不要となったコンテンツ(掲載情報)を掲載しているもの1機関 (近畿運輸局)
- 廃止すべきホームページを放置し、これと新しいホームページとを並存させているもの1機関
 - ▽ 機関名、既に廃止したメールアドレスを用いた問い合わせ先及び本庁のデータベースのリンク先のみを記載した廃止すべきホームページを放置していることから、これと組織案内や業務案内を説明したホームページの、二つのホームページを並存させているもの (瀬戸内海漁業調整事務所)

- 古い掲載情報を最新のものに更新すること、リンク切れ・リンク誤りを修正し利用者が必要な情報を提供すること、不要なコンテンツは削除する等閲覧できないようにすること、不要となった旧ホームページは削除すること。

□ 調査着手時等にリンク(別のウェブページへの接続)切れが発生していたもの20機関

(近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局、大阪労働局、大阪社会保険事務局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸医局、大阪航空局、大阪管区气象台、舞鶴海洋气象台、神戸海洋气象台、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所)

リンク切れは不断に生じるものであることから

- ホームページを開設する機関においては、提供情報の所管課やホームページの管理担当課において定期的にリンク状況を確認する等リンク切れが発生しないよう注意を払うことが望ましい。

2 わかりやすさと利便性の向上

電子的提供指針

高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS X 8341-3)(資料参照)を踏まえ、コンテンツを同規格に沿ったものとするため必要な修正及び作成を行う。

調査結果

〔JIS規格に沿ったものとなっていないコンテンツを提供〕

① ページタイトルへの適切な名称の付与

JIS規格では、視覚障害者が音声読み上げソフトを使用した場合、ページの内容を識別できるよう、適切な名称をページタイトルに付すこととされているが、ページタイトルに名称を付していない又は複数のページタイトルに同一の名称を付す等適切な名称を付していないコンテンツを提供しているもの5機関（大阪法務局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿運輸局、第八管区海上保安本部）

② 画像へのテキストなどの代替情報の提供

JIS規格では、視覚障害者が音声読み上げソフトを使用した場合、画像を認識できないことから、画像情報の代わりとなる文字情報を当該画像に付け加えることとされているが、画像へのテキストなどの代替情報が提供されていないコンテンツを提供しているもの16機関（大阪防衛施設局、近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、近畿地方更生保護委員会、大阪法務局、神戸税関、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部）

③ 色のみに依存しない情報の提供

JIS規格では、例えば、グラフ等で提供データの内訳を色の違いだけで区別すると、色覚障害がある場合、その識別が難しく内容を理解できない可能性があることから、引き出し線を付ける等、区別した内訳を識別できる記述を加えることとされているが、色の違いだけで内訳を区別した情報を提供しているコンテンツがあるもの7機関（大阪防衛施設局、神戸税関、大阪労働局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿地方整備局、第五管区海上保安本部）

④ 文字サイズ変更機能への対応

JIS規格では、高齢者・弱視者等が、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)の表示機能で文字サイズを拡大できるよう、ホームページを作成する言語であるHTMLの記述に際しては、文字サイズを変更できるようにすることとされているが、文字サイズを固定させていることから、ブラウザでのサイズ変更が機能しないコンテンツを提供しているもの13機関（大阪防衛施設局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所）

- コンテンツがJIS規格に沿って作成されるようマニュアルを作成すること、コンテンツがJIS規格の要件を満たしていることを検証し必要な修正を行うこと等により、コンテンツがJIS規格の要件に沿ったものとなるようにすること。

